

各務原市都市計画法違反に関する事務処理要綱

(令和5年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定に違反する行為に対して適切な対応を図るため、その是正の指導等に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反行為 法第81条第1項各号のいずれかに該当する行為をいう。
- (2) 違反行為者 違反行為をした者をいう。
- (3) 違反行為者等 違反行為者及び違反行為をした疑いのある者並びにこれらの者の関係者をいう。

(事務処理上の原則)

第3条 違反行為の是正の指導等に係る事務を行う職員（以下「職員」という。）は、違反行為者に対して違反の事実を十分に認識させるとともに、当該違反を是正させるため、現場の状況を踏まえた適切な指導等に努めなければならない。

(現地調査)

第4条 職員は、違反行為若しくは違反の疑いがある行為を発見したとき、又はその通報を受けたときは、速やかに現地調査を実施するものとする。

- 2 職員は、現地で違反行為者等に遭遇したときは、必要な事項の聞き取りを行うものとする。
- 3 職員は、前2項の規定により違反の事実を確認したときは、その内容を指導記録（様式第1号）に記録し、現場写真を詳細に撮影するものとする。
- 4 現地調査を行う職員は、各務原市都市計画法施行細則（平成13年規則第24号）第17条に規定する証明書を携帯し、違反行為者等から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(関連調査)

第5条 職員は、違反行為又は違反の疑いがある行為を発見したときは、現地調査と並行して、次に掲げる調査を行い、調査対象に関する情報を収集するものとする。

- (1) 開発許可（法第30条第1項に規定する開発許可をいう。第12条第3項にお

いて同じ。)、建築許可(法第43条第1項の都道府県知事の許可をいう。)及び適合証明(都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条第1項の書面をいう。)(次号において「開発許可等」という。)の有無の調査

(2) 開発許可等に係る申請書等の確認による違反行為者等の調査

(3) その他調査対象に係る関係法令の調査

(関係部局との連携)

第6条 違反行為が他の法令の規定の違反を伴う場合においては、その是正の実効性の向上を図るため、当該他の法令に係る事務を所掌する課等と連携して対応するものとする。

(事情聴取等)

第7条 職員は、次に掲げる場合には違反行為者等に対し対面による事情聴取を行い、又は書面による報告を求めることができるものとする。

(1) 違反行為者を特定するために必要がある場合

(2) 違反行為の内容の把握及び確認をする場合

(3) 次条の規定による是正指導に従わない場合

(4) その他特に必要があると認められる場合

(是正指導)

第8条 市長は、第4条から前条までの規定による現地調査等により違反行為の是正を指導する必要があると認めたときは、当該違反行為者に対して書面によりその旨を通知し、当該違反を是正するため必要な措置を講ずるよう求めるものとする。ただし、当該違反行為の内容が軽微である場合又は容易に違反行為を是正することができると思われる場合は、口頭による指導をもって当該通知に代えることができる。

2 前項の場合において、市長は、違反行為者に対して、是正の計画書の提出を求めることができる。

3 市長は、違反行為者が第1項の規定による指導に従わないときは、必要に応じて同項の規定による指導を再度行い、その是正を履行するよう促すものとする。

(是正勧告)

第9条 市長は、前条第1項の規定による指導を繰り返したにもかかわらず、当該違反行為者が正当な理由なく是正を履行しない場合その他必要と認める場合においては、当該違反を是正するため必要な措置を講ずるよう勧告し、是正勧告書(様

式第2号)により当該違反行為者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による勧告をする場合は、当該違反行為者に対し、当該勧告に従わなかったときには法第81条第1項の規定による命令(以下「監督処分」という。)を行う可能性がある旨を認識させるものとする。

(監督処分の検討)

第10条 市長は、違反行為者が前条第1項の規定による勧告に従わないときは、監督処分の実施の要否及び内容について検討するものとする。

(聴聞等)

第11条 市長は、前条の規定により検討した結果、監督処分をしようとするときは、当該違反行為者に対し、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定により、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項の規定に該当するときは、この限りでない。

(監督処分の実施)

第12条 市長は、前条本文の規定による聴聞又は弁明の機会の付与を実施した後に、当該違反行為の内容、程度等に応じて監督処分の内容を決定し、当該違反行為者に対し命令書(様式第3号又は様式第4号)により通知し、及びその旨を公告するものとする。

- 2 市長は、監督処分をする場合においては、法第81条第3項の規定により標識(様式第5号)を設置し、その記録として写真を撮影するものとする。

- 3 市長は、監督処分に係る工作物等が市の開発許可を受けたものである場合は、法第46条の規定による開発登録簿に所要の修正を加え、及び必要な事項を記入するものとする。

(監督処分の解除)

第13条 市長は、監督処分に係る違反行為の是正がなされたと認めるときは、当該監督処分に係る前条第2項の標識を撤去しなければならない。

(告発等)

第14条 市長は、違反行為者が監督処分に係る措置を履行しない場合には、当該違反行為者に催告書(様式第6号)を交付し、命令の履行を促すものとする。

- 2 市長は、違反行為者が前項の規定による催告に従わない場合には、当該違反行為者に再催告書(様式第7号)を交付し、命令の履行を促すものとする。
- 3 市長は、違反行為者が前項の規定による再催告にも従わず、かつ、当該違反行為

者の違反行為を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、当該違反行為者を告発（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づき、違反事実を捜査機関に申告し違反行為者の訴追を求める意思表示をいう。以下同じ。）しなければならない。

（行政代執行の手続）

第15条 市長は、前条第3項の規定により違反行為者を告発した場合で、特に必要があると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、代執行を行うことができる。

（完結の手続）

第16条 違反行為が是正されたときは、指導記録に是正年月日及び是正の概要を記入し、必要に応じて関係部局に是正事務が完結した旨を通知するものとする。

（文書の交付及び送達）

第17条 この要綱の規定により文書を交付するときは、当該文書を直接当該違反行為者に手渡し、又は郵送するものとする。

2 前項の規定により文書を郵送する場合において、第8条、第9条、第12条及び第14条の規定により交付する文書は、配達証明郵便又は内容証明郵便により送付するものとする。

3 違反行為者が特定できない場合又は宛先が不明な場合は、違反行為の現場の見やすい場所へ文書の写しの掲示を行うものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

指導記録

様式1

事業名

設計者

開発位置

開発面積

連絡先

開発事業者

備考

事業施工者

日付	建築事務所対応者	各務原市対応者	指導対象者
(指導内容・違反概要・経過等)			

第 号
年 月 日

様

各務原市長

是 正 勸 告 書

あなたが下記1の土地において行った開発行為等について、これまで都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に適合していない事項に対する是正指導を行い、 年 月 日付 第 号にて是正を求める通知をしたところですが、違反内容の是正が成されておられません。

速やかに是正のための必要な措置をとるよう【同法第80条第1項の規定に基づき】勸告します。また、是正計画の提出を求めます。

なお、この是正勧告に従わない場合は、下記2の違反内容により、あなたが同法第81条第1項第1号に規定する「都市計画法の規定に違反した者」に該当するため、同項の規定による是正措置命令を行うことがあります。

記

1. 行為の所在地
各務原市
2. 勸告する措置
3. 是正計画の提出を求める事項
4. 備考

様

各務原市長

命 令 書

下記の宅地開発工事は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反するので同法第81条第1項の規定に基づき

を命じます。

記

開発宅地の所在地

開発宅地の面積

用 途

違 反 事 項

期 限

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

各務原市長

命 令 書

下記建築物は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反するので同法第81条第1項の規定に基づき

を命じます。

記

建築物

所在地

構造規模

用途

違反事項

期限

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県開発審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

各務原市長

催 告 書

都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定に基づき、別添命令書写のように命令したことについて、未だ履行されていません。

よって、直ちに履行するよう催告します。

なお、この催告にもかかわらず、違反の状態が継続する場合は、告発の可能性
があることを申し添えます。

記

催告の理由

命令内容

期限等

第 号
年 月 日

様

各務原市長

再 催 告 書

都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定に基づき、別添命令書写のように命令し、 年 月 日付け 第 号で催告を行いましたが、未だ履行されていません。

よって、直ちに履行するよう再度催告します。

なお、この再催告にもかかわらず、違反の状態が継続する場合は、告発を行うことを申し添えます。

記

再催告の理由

命令内容

期限等